診療所の変更手続き（医療法人などによる開設）

◆開設者の変更や診療所の移転は、廃止及び新規開設の手続きとなります。
◆注意事項欄に特別に記載のない場合は、法人所在地、法人名、法人代表名で申請してください。
◆開設許可事項変更許可申請は事前に申請してください（標準処理期間は 14 日）。
その他の届出書は変更した日から 10 日以内に提出してください。
◆書類の提出先は、診療所の所在地を管轄する各区役所生活衛生課です。
◆提出部数は１部です。診療所の控えに受付印が必要な場合は２部お持ちください。

変更事項	提出書類及び添付書類	注意事項
法人所在地、法人名	開設許可（届出）事項変更届出書	・変更の状況が確認できる書類を添付してください。
診療所の名称（※１）	開設許可（届出）事項変更届出書	
診療科目	開設許可（届出）事項変更届出書 ・麻酔科を標榜する場合のみ、麻酔科標榜許可書の写し	
管理者（※１）	開設許可（届出）事項変更届出書 ・免許証の写し ・臨床研修修了登録証の写し ・履歴書 ・医療法人の場合、理事になっていることが確認できる書類の写し	・免許証の裏面に登録年月日の記載がある場合は、裏面の写しも必要です ・臨床研修修了登録証は、医籍登録年月日が平成 16 年 4 月 1 日以降の医師及び歯科医籍登録年月日が平成 18 年 4 月 1 日以降の歯科医師が対象です。 ・各職歴の入退職の時期がわかるよう記載し、当該診療所への勤務まで記載します。 ・理事就任承諾書や社員総会議事録の写し等を添付します。横浜市所管の医療法人で理事であることの届出がされている場合は省略することができます。
管理者の住所・氏名（※１）	開設許可（届出）事項変更届出書	
エックス線診療従事者 （P66 を参照）	エックス線装置備付け届出事項変更届出書	・管理者個人の住所・氏名で届出します。
診療所の増改築、各室の用途変更（※２） （必ず事前に健康福祉局医療安全課へご相談ください。（要予約）	開設許可事項変更許可申請書 ・変更前後の図面	・変更した部分をマーカー等で明示し、各室の用途（名称）、出入口等を明記してください。 ・建築基準法に基づく手続きが終了したことを証する書類を添付していただく場合があります。
エックス線装置の更新 （※２） （P68 を参照）	＜構造の変更を 伴う 場合＞ ①開設許可事項変更許可申請書 ・変更前後の図面 ②エックス線装置廃止届出書 ③エックス線装置備付け届出書	・図面には変更した部分をマーカー等で明示し、各室の用途（名称）、出入口等を明記してください。 ・②③は①の許可後に提出してください。 ・②③は管理者個人の住所・氏名で届出します。
	＜構造の変更を 伴わない 場合＞ ①エックス線装置備付け届出事項変更届出書 ②エックス線装置廃止届出書 ③エックス線装置備付け届出書	・管理者個人の住所・氏名で届出します。 ・①～③は同時に提出してください。
定款、寄付行為、条例	開設許可（届出）事項変更届出書 ・変更前後の定款等	
従業者の定員	開設許可事項変更許可申請書	
開設の目的及び維持の方法	開設許可事項変更許可申請書	

※１　麻薬施用者等免許をお持ちの場合は、免許証記載事項変更の届出を行ってください。
※２　病室を有する場合は、ここに記載されている手続きに加えて他にも手続きが必要となります。
手続きについては病床を設置する診療所の手続き（P22）を参照してください。

【申請書ダウンロード】

申請・届出様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

http://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/eisei/byouin.html